

※空き家リフォームに係るQ&A

(補助対象者について)

Q	申請者は誰になりますか？
A	申請者は、空き家の所有者、賃貸で借受けている方、どちらも対象になります。借受けている方が申請する場合、所有者の承認を得ていることが条件になります。
Q	所有する空き家に親族が住むことになったので、この制度を利用して改修ができますか？
A	三親等内での、賃貸や売買、無償での貸付の場合は、対象になりません。
Q	複数の住宅を所有していますが、すべての住宅について補助を受けられますか？
A	1世帯1住宅のみです。
Q	他の住宅関連補助金制度を申請しています。この事業も申請できますか？
A	他の住宅関連補助金制度で対象となる工事と重複していないリフォームを行う場合は申請できます。

(補助対象空き家について)

Q	賃貸用になっている物件が空き家になっていますが、この制度を利用して改修ができますか？
A	「 <u>自己の居住を目的に建築された戸建ての住宅</u> 」が対象になります。賃貸を目的として建築されたものは対象になりません。
Q	アパートの改修は可能ですか？
A	アパートについても「 <u>自己の居住を目的に建築された戸建ての住宅</u> 」の要件に当てはまらないので、対象になりません。
Q	もともと空き家だったところを借りていますが、改修が必要な時は補助を受けられますか？
A	居住のための契約締結から、3ヶ月以内に申請された場合には対象となります。
Q	自分で改修や不要物の処理をする場合は補助を受けられますか？
A	市内業者が施行する工事が対象となりますので、個人で行う工事等は対象になりません。
Q	店舗付き住宅のリフォームは対象になりますか？
A	対象となりますが、内部工事は住宅部分に限ります。住宅部分のリフォームと併せて行う屋根、外壁改修等の外部工事は対象となります。店舗用の看板やテント等は対象になりません。
Q	空き家バンクに登録していない物件は、この補助を受けられませんか？
A	空き家の条件に沿っていれば、空き家バンクに登録していない物件も対象になります。

(補助対象工事について)

Q	どのような工事が対象になりますか？
A	居住部分のリフォームが対象になります。詳しくは対象基準表をご覧ください。
Q	工事はどの業者に頼んでも構いませんか？
A	始良市内に本社のある法人か、市内に住所のある個人業者による施工が条件です。
Q	市から業者を紹介してもらえませんか？
A	市から施工業者を紹介することはできません。
Q	最近空き家を購入して、リフォームをしたが、これから補助を受けられますか？
A	補助金の申請は工事着工前に行うこととなっていますので、既に着工している工事については対象になりません。
Q	工事はいつまでに完了しなければなりませんか？
A	申請した年度中に工事を完了し、実績報告書を提出してください。

(申請書類について)

Q	申請書類はどこで、入手できますか？
A	ホームページでダウンロードできます。 また、地域政策課や各支所の地域振興課にも準備してあります。
Q	申請書類は認印でもかまいませんか？
A	認印でも構いません。
Q	見積書は、所定の様式がありますか？
A	見積書は、業者の方が普段使っている様式で構いません。
Q	見積書の内訳はすべて「一式」でいいですか？
A	可能な限り、数量と単価を記載してください。詳細が確認できる内容になるようご協力をお願いします。